

4 訴取下

4.18 訴取下

31.4.17 訴取上

31.4.19 訴取下

31.4.20 訴取上

31.4.26 訴取下

元.5.11 訴取下

<input type="checkbox"/> 公示送達 / <input type="checkbox"/> 執行文付与 / <input type="checkbox"/> 手数料還付 / <input type="checkbox"/> 更正決定 / <input type="checkbox"/>									
専門委員 調停委員									
<b>民事第一審訴訟事件記録</b>									
<b>東京地方裁判所民事第31部</b>									
事件番号	平成31年(ワ)第1580号								
	平成 年( )第 号								
	平成 年( )第 号								
付隨事件 (関連事由)	平成 年( )第 号( )								
	平成 年( )第 号( )								
	平成 年( )第 号( )								
事件の標目	<b>損害賠償請求事件</b>								
裁判官	書記官	主書	係名						
符号	当事者	届出	符号	代理人	届出				
原告 (原告 当事者)	渡邊朋子 アリスン里緒 肥後信嗣 吉村民雄 牟木則夫 小野智晴 山下和夫 立山徹	○		1.4.14 取下 1.4.16 取下 31.4.19 取下  31.4.19 取下  31.4.20 取下 31.4.26 取下 元.5.11 取下					
	NHK(日本放送協会)								
	被告			小野 誠					
	結果			平成元年5月30日 <input type="checkbox"/> 原告(一部)勝訴・ <input type="checkbox"/> 請求棄却・ <input type="checkbox"/> 和解成立・ <input type="checkbox"/> 取下げ(擬制)・ <input type="checkbox"/> 〔訴状却下命令〕					
	口事件票			[口保管金口返還・保管替]		[口取寄記録口返還]	口報告(結果・鑑定・通訳)		
	保存始期			平成 年 月 日		全 冊中の第 冊			
	保存終期			平成 年 月 日					



RE111001190002863

平成31年(ワ)第1580号 損害賠償請求事件

命 令

名古屋市中区大須4-3-14 パークサイドいちかわ6B

原告(選定当事者) 渡邊朋子

名古屋市天白区原一丁目1414 オオタピア平針205

原告(選定当事者) アントネン里織

東京都中野区中央5-42-4 クラムプレイス302

原告(選定当事者) 肥後信嗣

東京都狛江市中和泉5-18-33

原告(選定当事者) 吉村民雄

東京都足立区加平1-6-14

原告(選定当事者) 傘木則夫

名古屋市緑区鳥澄2-715

原告(選定当事者) 水野智晴

千葉県八街市希望ヶ丘250-104

原告(選定当事者) 山下和夫

東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103

原告(選定当事者) 立山徹

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

被告 日本放送協会

同代表者会長 上田良一

東京都板橋区舟渡三丁目2-9

被告 小野誠

主 文

本件訴状を却下する。

理 由

原告らに対し、令和元年5月15日に送達された同日付け補正命令により、同日から14日以内に、同命令各項の記載に従い、訴え提起に必要な手数料として収入印紙95万9000円又は2万5000円を納付することを命じたが、原告らは収入印紙を同期間内に納付しなかった。

よって、民事訴訟法137条2項により、主文のとおり命令する。

令和元年5月30日

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官 金澤秀樹



平成31年(ワ)第1580号

## 交付送達報告書

下記のとおり、当庁において書類を交付した。

記

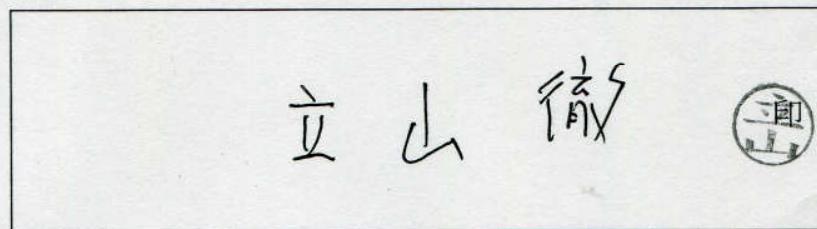
受送達者 選定者当事者（他の選定当事者7人の送達受取人） 立山徹

送達書類 選定当事者8人らに対する訴状却下命令謄本 8通

訴状原本

送達年月日時 令和元年5月31日 午前・午後 / 時 15分

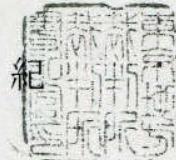
受送達者署名押印



前同日

東京地方裁判所民事第31部合議A係

裁判所書記官 圓野 正

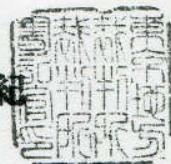


これは謄本である。

令和元年 5月 3/日

東京地方裁判所民事第31部

裁判所書記官 園野正紀



平成31年1月25日

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1-14

東京地方裁判所 御中

TEL 03-3581-5411

## 訴 状

原告 渡邊朋子



〒 460-0011

愛知県名古屋市中区大須4-3-14 パークサイドいちかわ6B

原告 アントネン里織



〒 468-0015

愛知県名古屋市天白区原1丁目1414 オオタピア平針205



原告 肥後信嗣



〒 164-0011

東京都中野区中央5-42-4 クラムプレイス302

原告 吉村民雄



〒 201-0012

東京都狛江市中和泉5-18-33

貼用印紙	_____円
郵 券	_____円
備	
考	

原告 奈木則夫



〒 121 - 0055

東京都足立区加平1 - 6 - 14

原告 水野智晴



〒 458 - 0025

愛知県名古屋市緑区鳥澄2 - 715

原告 山下和夫



〒 289 - 1131

千葉県八街市希望ヶ丘250 - 104

原告 立山 徹



〒 194 - 0005

東京都町田市南町田3 - 44 - 16 日の出コード 103 (送達場所)

080-8420-0407

他、上記選定当事者8名および別紙選定者目録に記載の625名。

被告 NHK (日本放送協会)

〒 150 - 8001

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

被告 小野 誠

〒 174 - 0041

東京都板橋区舟渡3丁目2-9

#### 損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金\_\_\_\_\_円

貼付印紙額 金\_\_\_\_\_円

予納郵券 金\_\_\_\_\_円

#### 当事者の表示

本件は弁護士が絡む損害賠償訴訟のため代理人弁護士の引き受け手がなく、本人訴訟となっている。そのため本件提訴に際し、原告らは民事訴訟法第30条1項に基づき、同人のための選定当事者として上記選定当事者8名を選定した。

原告については、別紙「当事者目録」に記載の通り、また上記選定当事者8名を除く他の原告625名の押印については別添「選定書」におけるものを援用する。

## 請求の趣旨

- 1 被告らは各原告に対し、連帶して各金40万円及びこれに対する平成30年5月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らはインターネット上の被告らが現在運営するページその他のすべての方法で謝罪し、原告らの名誉を回復する処置を講じる事。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 上記1につき、仮執行宣言。

## 請求の原因

### 第1 本件の概要

本件は、被告小野誠（以下「被告小野」という）が、募金を原資として日本における種々の不正を正す活動を行っている原告らの活動に対して、インターネット上のサイト等で、虚偽の事実を適示して活動を貶め、侮辱して、憲法に定めのある、思想信条の自由に基づく適法な活動の自由を妨害し、原告らの名誉を棄損して、原告らの人格権と人格的利益を侵害した事に対する損害賠償請求である。

また、NHK（以下「被告NHK」という）は、被告小野誠と共に謀し、明らかな虚偽事案であるにもかかわらず、取材と称して強引なストーカー行為を演じてきた。今、被告NHKの取材の過程における様々な違法行為が被告小野により裏付けられ発覚している。このコラボによる悪質性は前代未聞の事件である。

## 第2 当事者

### (1) 原告ら

原告らは平成28年6月頃より、寄付を原資にして委任者を立て被委任者によって日本における売国的犯罪行為の告発を検察を行い、あるいは憲法に違反する声明を頻発する弁護士会については自ら行う懲戒請求を通じて是正を促し、その他、入国管理局へ不法滞在者の疑いのある者についての通報を行い、日本政府に対しては首相官邸メールを使用した請願等を通じて、日本の不正な状態の是正を試み、自らも寄付を行い、または、寄付行為のみを通じて前述の運動を支援した者や、最近は代表者を選ぶか、自ら集団訴訟の原告団の一人となって、上記の活動を行っている者的一部であり、その中で靖国プロジェクトとして奉名を希望する者で、住所氏名が明らかな者である。

### (2) 被告小野誠

被告小野誠（以下、「被告小野」という。）は、インターネット上に『日本を今一度せんたくいたし申候』なる動画を中心としたウェブページ（現状、ガイドライン違反で閲覧不可）を開設していたり、現在は『「余命に」天誅！余命そして三年時事日記のウソとワナを暴く。』（以下「被告ブログ」と言う。）なる原告らに対する悪意に満ちたサイトを運営する者であると共に、動画サイトで自己が撮影した動画その他を掲載し、あるいは生放送を行う所謂ユーチューバーである。

### (3) 被告NHK

NHKは放送法に基づく特殊法人として1950年に設立された。設立目的は、放送法により「公共の福祉のために、あまねく日本全国で受信できるように豊かで、且つ良い放送番組による国内基幹放送を行うと同時に放送およびその受信の進歩発達に必要な業務を行い、合わせて国際放送および協会国際衛星放送を行うこと」とされている。また、同法の規定により1926年に設立された社団法人日本放送協

会の業務を継承している。なお、社団法人日本放送協会は、1925年に日本で初めて放送業務を開始した社団法人東京放送局、社団法人名古屋放送局、社団法人大阪放送局（現：NHK放送センター、NHK名古屋放送局、NHK大阪放送局）の業務を統合して設立されたものである。

NHKの主たる事務所は東京都渋谷区に置かれる。NHKは特定地上基幹放送事業者かつ衛星基幹放送事業者であり、国内放送および内外放送の放送番組の編集にあたっては、公安および善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないすること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることが求められる。（ここまで Wikipedia）

このNHKに最近、極端な政治的偏向とねつ造報道が顕著にみられるようになっている。本件訴訟はその多くの事案のうちの靖国神社に関するものである。

### 第3 被告の不法行為

被告小野が行った違法行為の不法性。

(1) 被告小野は本訴状（以下略）第1の(1)で述べた寄付行為について、インターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下の【詐欺】なる事実無根のレッテルを貼り、寄付による活動に係る原告らの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

(イ) 被告小野は、第2の(2)に示した被告ブログ（2018年5月22付）において原告らの寄付や使途について寄付金詐欺と称し、さらに同ページ上で『【21,788,858円集めて放置、奉納金流用？】』・『靖国神社みたま祭り献灯でごまかそうと画策』などと書いているが、これは虚偽である。何故なら寄付金は第2の(1)に示したような各種活動の経費や、そのための会の人件費、事務所費、事務経費、事務消耗品費として使われており、さらに経理、税務については専門の士業事務所に委託もしくは指導を受けているからである。

(ロ) さらに動画中継（以下「被告チャット」と呼ぶ。）の平成30年9月27日に実施された回で11分30秒頃から「そして信者にとっては、信者（ブログ読者や原告ら）にとってはですね、靖国神社に奉納するよというお題目といいますか、目標といいますか。その文句に騙されて、ついつい献金をしてしまう。」

と発言し、他にも同じタイムライン上で「いいですか。靖国の名前を使って、2200万円の金を集めてるんですよ。（中略）玉串料として靖国神社に入るんであれば喜んで、と、玉串料というのは実際、昇殿参拝とかね、昇殿参拝まで靖国神社に参拝して賽銭箱にぽ～んと投げ入れる、というのをイメージさせて、2200万円。」等と発言しているが、これも虚偽である。そもそも一連の寄付については靖国神社に芳名帳を奉納する事を前提に寄付を募ったのではない。付け加えれば、寄付者の名前を記入した奉納台帳と言われる CD の件も、余命三年時事日記の主催者が自身の資金を靖国神社に奉納する際、玉串料と共に日本の不正な状態を正す活動に賛同協力した原告らを、後世に残すための手段として、CD 化して奉納したいと考えた副次的な事案である。また、特に、上記引用後段の『靖国の名前を使って～』の発言の後に「それは靖国玉串料としてそのまま金額をね、納める、な～んちゅうね、てことは言ってなくて余命の懐から 100 万円単位のこれねえ言い方が嫌らしいんですよね、100 万円「単位」と、（後略）」と発言しており、前段の部分で事実誤認を誘導しておいて、発言の極一部で訂正と思しき文言を入れてアリバイとする姑息な手法は、（イ）に示した『【21,788,858 円集めて放置、奉納金流用？】』の文言における最後の疑問符を含め、被告の悪質性を示す典型的な例と言える。以上のような事実に照らし合わせれば、被告小野が事実無根のレッテル 貼りで、原告らを貶めて人格権や人格的利益を棄損しているのは間違いない。

(2) また、被告小野は第 2 の(1)における原告らの一部もしくは行動を共にして、各種活動のために実作業を行っているグループ（以下「余命 PT チーム」という。）及びメンバーに対して、同じくインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下のように悪質かつ下品で侮蔑的な呼称、映像を当て嵌め、名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。また、このような言動は原告ら他への単なる侮辱である。そして請求原因となった被告小野の言動は（甲 7 号証～甲 41 号証）、全てにおいて理論性を著しく欠いており、また、主張の根拠となる具体的な事実を何一つ示しておらず、単なる悪口の類いである。さらに一連の画像を通して、高齢者の多い原告らに対する悪意が満

ち満ちており、たとえば被告小野がモンタージュと称している画像について検証すれば、被告小野はこのような画像を何処かの老齢者の画像を踏み台、つまり素材に製作したと思料できるが、このような行為は原告らのリーダーや、踏み台とされた人物のみならず、高齢者をさも醜悪な存在のように表現して、老人全般を平然と且つ無節操に貶める恥すべき者と断言せざるを得ない。原告らは上記のように被告小野によって人格権その他を侵害されたのであり、靖国神社寄付金詐欺事件も同じく被告の数々の明らかな不法行為のほんの一部である。

(3) 同じく被告小野は以下に示すとおり原告らと余命 PT チームの活動にレッテル貼り、つまり不当な名称等を用いる事で、あたかも原告らが違法、不法行為を行っているかの如き印象操作をインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返して行い原告らの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

(イ) 上記(1) のイ)に示すように詐欺と言う名称を度々使っている事。

(ロ) 詐欺以外にも、被告ブログや被告動画のタイトルにおいて『奉納金流用』『犯罪行為』『脅迫』『寄付金詐欺事件として、刑事訴追の可能性』というような文言の類いを頻繁に使用している。以上の行為は、原告ら個人の尊厳と各種法の精神を踏みにじる行為であり、どのような思想・観念においても容認されない事は明らかである。本件では犯罪事実のまとめ（甲 7 号証）から提訴事由である靖国プロジェクトについてを以下に示す。

甲 29 号証 p 16 不正アクセス

甲 29 号証 p 27 虚偽

甲 28 号証 p 7

甲 24 号証 p 8 虚偽

甲 24 号証 p 15 虚偽

甲 17 号証 p 3 虚偽、窃盗

甲17号証 p3 虚偽、個人情報流出

甲17号証 p3 虚偽

甲17号証 p4 虚偽

甲17号証 p5 名誉毀損

甲8号証 p11 虚偽

甲5号証 p11 情報流出

(4) さらに、被告小野は、原告らおよび活動に参加する者の個人情報を、被告チャットや被告小野が開設した動画サイトやその他のインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返し実名公表するのみならず、原告らの運動に不参加、もしくは関与していない家族と思しき者の名まで公表するという個人情報保護法違反を繰り返している。上記に示した被告小野の不法な言動は、個人情報保護法違反のみならず、憲法で認められたプライバシー権をも侵害する極めて悪質な行為である。

#### 被告NHKが行った違法行為の不法性

(1) NHKの不法行為には大きく分けて、ストーカー行為、偏向報道、虚偽報道がある。以下は本件被告小野と連携した靖国神社寄付金詐欺虚偽報道に関する甲号証資料である。証拠説明書は別途添付する。

#### 甲2号証

甲3号証 p5/8

甲4号証 p3

甲5号証 p1、p11

甲7号証 p12

甲8号証 p11

甲17号証	p3、p4
甲25号証	p8、p15
甲28号証	p5、p7
甲29号証	p16、p26～p27
甲40号証	p3

#### 第4 原告らの損害について。

(1) 被告小野と連携した被告NHKの行為、つまり、上記の各項目示した不法行為と、その証拠である甲各号証に示した事実は、思想信条についての相克に対する議論、反論の範囲をはるかに逸脱していて、更に社会的常識に則った、政治思想活動に関する議論や反論と言う面においても到底許容されない、単なる誹謗中傷であり、これら数々の被告小野の行為と連携し、取材と称した電話あるいは自宅や会社への突撃訪問というNHKの迷惑犯罪行為により原告らは大いなる精神的苦痛をうけた。この件は別途、刑事告発しているところである。

(2) 特に、第3(2)の二)に示した原告らのリーダーたる余命三年時事日記主催者に対する人物表現や『人喰い詐欺の化物の的は?』如き文言は、原告らのみならず一般的な社会通念や、社会相当性においても、絶対に許容されない誹謗中傷、侮辱にあたり、以上の、つまり原告らのリーダーたる人物を誹謗中傷される事で原告らの精神的苦痛は倍加した。

(3) 以上のように原告らは、被告小野誠と被告NHKによる不法で事実無根、且つ、屈辱的な虚偽表現等による行為により大いなる精神的打撃を被ったのみならず、憲法で定められた思想信条の自由や、表現の自由等の権利を侵害された事は明らかであり、且つ、特に名誉権、名誉感情と言う人格権と人格的利益においてこれを著しく侵害された。この不法行為により、これを(4)また第3の(4)に述べた実名その他の個人情報を公開された原告やその関係者については、今後、長期に渡って、重大な人格権・人格的利益に関する損害を被る可能性が大いに懸念されるところである。

## 第5 総 括

以上、被告NHKと被告小野の行った数々の不法行為により原告らが受けた損害は計り知れない。また、再三述べたように、引用等ではなく、被告小野自らが、何人でも閲覧可能なインターネット上で、虚偽・捏造により原告らを貶めた事や、その手段として悪質な誹謗中傷の文言や画像を用い、それを、コピー＆ペースト（複製転載）が可能なインターネット環境で行った事は取り返しのつかない不法行為であり、公共放送全国ネット被告NHKの偏向報道とあわせると、その行為による影響は原告らに将来に渡って不利益をあたえるものであるから、その損害は各原告に対し、被告小野にあっては10万円、被告NHKにあっては30万円を下らない。

よって被告NHKと被告小野誠に対して民法709条及び710条に基づく損害賠償請求と、民法723条に基づく名誉回復処置を求めるものである。

以 上

添付書類

選定書

625通

選定書回付

1通

五

## 当事者目録

平成31(2019)年1月15日

原 告

〒460-0011

名古屋市中区大須 4-3-14 パークサイドいちかわ 6B  
原 告 渡邊 朋子

〒468-0015

愛知県名古屋市天白区原1丁目 1414 オオタピア平針 205  
原 告 アントネン 里織

〒164-0011

東京都中野区中央 5-42-4 クラムプレイス 302  
原 告 肥後 信嗣

〒201-0012

東京都狛江市中和泉 5-18-33  
原 告 吉村 民雄

〒121-0055

東京都足立区加平 1-6-14  
原 告 傘木 則夫

〒458-0025

愛知県名古屋市緑区鳥澄 2-715  
原 告 水野 智晴

〒289-1131

千葉県八街市希望ヶ丘 250-104  
原 告 山下 和夫

(送達場所)

〒194-0005

東京都町田市南町田 3-44-16 日の出コーポ 103

原 告 立山 徹

他、上記選定当事者 8 名を含む、別紙選定当事者目録に記載の 625 名

被 告

〒150-8001

東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

被 告 N H K (日本放送協会)

被 告

〒174-0041

東京都板橋区舟渡 3-2-9

被 告 小野 誠

—以上—

平成31年(ワ)第1580号

損害請求事件

訴状訂正申立書

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

平成31年1月29日

原告(選定当事者)

渡邊朋子



アントネン里織



立山 徹



肥後信嗣



吉村民雄



傘木則夫



水野智晴



山下和夫



東京地方裁判所 第31部 御中

上記当事者間の頭書事件について、原告は、つぎのとおり訴状を訂正いたします。

申立の趣旨及び理由

1 訴状3ページ目、被告の氏名について「NHK(日本放送協会)」とあるのを

「日本放送協会

代表者 会長 上田良一」に訂正する。

理由: 誤記のためである。



平成31年(ワ)1580号

証拠説明書目録



2019年1月25日

東京地方裁判所第31部 御中

立証、微



号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	神奈川県 戸塚警察告訴状	原本 写し	2019・5・30 社会保険労務士 黒田		
甲2	NHK 電話取材	原本 写し	2019・8・20	被取材者	ストーカー行為
甲3-1	NHK 電話取材	原本 写し	2019・9・7	被取材者	ストーカー行為
甲3-2	NHK 電話取材	原本 写し		被取材者	ストーカー行為
甲3-3	NHK 電話取材	原本 写し		被取材者	ストーカー行為
甲3-4	NHK 電話取材	原本 写し		被取材者	ストーカー行為
甲4	NHK取材	原本 写し	2018・9・4 被害者本人	ストーカー行為	
甲5	警告書	原本 写し	2018・9・9 960人の会 会長	ストーカー行為 警告書	
甲6	NHK クローズアップ 現代	原本 写し	2018・10・29 NHK	虚偽報道 ストーカー行為	
甲7	小野誠YOUTUBE 甲8-41要点抜出	原本 写し		小野誠	
甲8から41	小野誠YOUTUBE	原本 写し		小野誠	甲7参照
甲42-1	朝日新聞記事	原本 写し	2019・1・4 朝日新聞		
甲42-2	朝日新聞記事	原本 写し	2018・12・4 朝日新聞		
甲42-3	弁護士自治を 考える会	原本 写し	2018・12・27 弁護士自治を 考える会		
甲43	NHK資料	原本 写し		NHK	

## 手数料額算出表

第一審	東京地方裁判所 平成31年(ワ)第 1580 号		
1 訴額 (1) 疎明資料 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 <input type="checkbox"/> 取引価格証明書 <input type="checkbox"/> 原告の上申書等 <input type="checkbox"/> その他 (資料名 ) (2) 算定方法 <input type="checkbox"/> 請求額による <input checked="" type="checkbox"/> 次のとおり ? <input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 160万円 (算定不能又は非財産権) <input type="checkbox"/> 訴状記載の計算のとおり			
2 手数料額 円 3 訴え変更による訴額再計算 <input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別紙のとおり			
控訴審 (平成 年 (ワネ) 第 号) 東京高等裁判所 平成 年 (ネ) 第 号			
1 訴額 <input type="checkbox"/> 第一審と同じ <input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別紙のとおり (疏明資料)			
2 手数料額 円			
上告審 (平成 年 (ネオ) 第 号) 平成 年 (オ) 第 号			
1 訴額 <input type="checkbox"/> 第一審の訴額と同じ <input type="checkbox"/> 控訴審の訴額と同じ <input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別紙のとおり			
2 手数料額 円			

平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年1月29日

東京地方裁判所民事第31部

御中

(原)・被告

アントネン 里織



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( )様方 連絡先電話番号 (080-8420-0407)
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 3 その他( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山 徹



法104, 規41, 42

平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年1月29日

東京地方裁判所民事第3部 御中

(原)・被告

渡邊朋子



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103
あなたと 送達場所 との関係	連絡先電話番号 (080-8420-0407) ※ 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 (3) その他 ( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山 徹



法104, 規41, 42

平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年1月29日

東京地方裁判所民事第3/部 御中

(原)・被告

肥後信嗣



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( )様方 連絡先電話番号 (080-8420-0407)
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住所 2 勤務先 ③ その他( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山 徹



平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊明子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

## 送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年1月29日

東京地方裁判所民事第3/部 御中

(原)・被告

吉村民雄



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( ) 様方 連絡先電話番号 (080-8420-0407)
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 ③ その他( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山 徹



平成31年(ワ)第1580号

原告 渡邊朋子 他7名

被告 日本放送協会、小野誠

## 送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年 / 月29日

東京地方裁判所民事第3/部 御中

(原)・被告

傘木 則夫



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( ) 様方 連絡先電話番号 ( 080-8420-0407 )
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 <input checked="" type="radio"/> その他 ( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山 徹



平成31年(ワ)第 1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年 /月29日

東京地方裁判所民事第3/部 御中

(原)・被告

水野智晴



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出ユーポ103 ( )様方 連絡先電話番号 (080-8420-0407)
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 ③ その他( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山徹



平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年 1月29日

東京地方裁判所民事第3/部 御中

原・被告

山下和夫



送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( )様方 連絡先電話番号 ( 080-8420-0407 )
あなたと 送達場所 との関係	※ 数字を○で囲んでください 1 住所 2 勤務先 3 その他( 代表送達先 )
送達受取人	※ あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 立山徹



合  
(主)

法104, 規41, 42

平成31年(ワ)第1580号

原 告 渡邊朋子 他7名

被 告 日本放送協会、小野誠

送達場所等の届出(□変更届出)

平成31年1月29日

東京地方裁判所民事第3部 御中

(原) 原告 立山徹 

送達場所	郵便番号 194-0005 住所 東京都町田市南町田3-44-16 日の出コーポ103 ( )様方 連絡先電話番号 (080-8420-0407)
あなたと 送達場所との 関係	* 数字を○で囲んでください 1 住 所 2 勤務先 3 その他( 代表送達先 )
送達受取人	* あなたと送達場所との関係が「3 その他」の場合に記入してください 



原告 傘木則夫 他 7 名

被告 NHK (日本放送協会), 小野誠

### 選 定 書

2019 -01- 10  
平成 年 月 日

東京地方裁判所 御中

住所 〒 003-00  
札幌市

氏名 原告

本件提訴に際し、原告らのうち上記原告は、民事訴訟法30条1項に基づき、同人のため

の選定当事者として、別紙に記載した者を選定する。

以上

#### 別紙掲載選定当事者住所氏名

渡邊朋子	愛知県名古屋市中区大須 4-3-14 パークサイドいちかわ 6B
アントネン里織	愛知県名古屋市天白区原 1 丁目 1414 オオタピア平針 205
肥後信嗣	東京都中野区中央 5-42-4 クラムプレイス 302
吉村民雄	東京都狛江市中和泉 5-18-33
傘木則夫	東京都足立区加平 1-6-14
水野智晴	愛知県名古屋市緑区鳥澄 2-715
山下和夫	千葉県八街市希望ヶ丘 250-104
立山徹	東京都町田市南町田 3-44-16 日の出コーポ 103 (連絡担当)

625

原告 傘木則夫 他 7 名

被告 NHK (日本放送協会), 小野誠

選 定 書

2019-01-10  
平成 年 月 日

東京地方裁判所 御中

住所 〒839-1214 福岡県  
久留米市

氏名 原告

本件提訴に際し、原告らのうち上記原告は、民事訴訟法30条1項に基づき、同人のため

の選定当事者として、別紙に記載した者を選定する。

以上

別紙掲載選定当事者住所氏名

渡邊朋子	愛知県名古屋市中区大須 4-3-14 パークサイドいちかわ 6B
アントネン里織	愛知県名古屋市天白区原 1 丁目 1414 オオタピア平針 205
肥後信嗣	東京都中野区中央 5-42-4 クラムプレイス 302
吉村民雄	東京都狛江市中和泉 5-18-33
傘木則夫	東京都足立区加平 1-6-14
水野智晴	愛知県名古屋市緑区鳥澄 2-715
山下和夫	千葉県八街市希望ヶ丘 250-104
立山徹	東京都町田市南町田 3-44-16 日の出コーポ 103 (連絡担当)

事件番号 平成31年(ワ)第1580号

損害賠償請求事件

原告 渡邊朋子 外

被告 日本放送協会 外

## 事務連絡

平成31年2月22日

原告 各位

〒100-8920

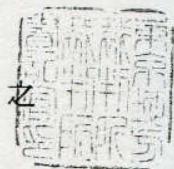
東京都千代田区霞が関1-1-4

東京地方裁判所民事第31部合議A係

裁判所書記官 蓮沼克

電話 03-3581-5941

FAX 03-3580-5769



頭書の事件について、別紙記載の事項について期限までに書面を提出してください。

平成31年2月22日

平成31年(ワ)第1580号 損害賠償請求事件

東京地裁民事第31部合議A係

事務連絡

5

原告らは、平成31年3月15日までに、下記の点を書面により明らかにしてください。

記

- 10 1 原告ら提出に係る選定書について、①選定者と原告ら（選定当事者）とはどのような関係にあるのか（特定の団体の会員又は役員であるなど）、②選定書を作成する前提として、選定者が本件訴訟を提起することの説明や意思確認、原告らを選定当事者とすることの説明や意思確認をどのような方法でしたのか、③選定書の不動文字部分を誰が作成したのか、④各選定者の住所、氏名の自署部分、押印は、各選定者がしたものか、⑤各選定者に選定書を渡した方法及び記載、押印済みの選定書を受領した方法（郵送か、集合して直接記載、手渡ししたのかなど）を明らかにしてください。
- 15 2 請求の趣旨第1項について、「被告らは各原告に対し、連帶して各金40万円」という記載は、原告ら8人のみにそれぞれ40万円を、被告ら2名が連帶して支払うことを求める趣旨か（原告らが被告ら2名に請求する金額の合計は320万円ということになる。）、選定者625人を含む633人に、被告ら2名が連帶してそれぞれ40万円ずつ支払うことを求める趣旨か（原告ら及び選定者が被告ら2名に請求する金額の合計は2億5320万円となる。）、明らかにしてください。また、これと異なる考え方（被告ごとにそれぞれ40万円請求する趣旨であるなど）であれば、その旨を説明してください。
- 20 3 訴状請求の原因第2(1)の「原告ら」とは、原告ら8人を指すのか、選定者を含む

合計633人を指すのか、明らかにしてください。また、以降の「原告ら」も同様であるか、明らかにしてください。

- 4 被告日本放送協会に対する請求について、同被告が行った不法行為の内容を具体的に特定して明らかにしてください。また、それが、原告ら（及び選定者）どのような権利を侵害したのか、原告ら及び選定者がどのような損害を被ったのか、明らかにしてください。

以上



## 電 話 聽 取 書

事件番号 平成 31 年(ワ)第 1580 号

日 時 平成 31 年 4 月 12 日午前 9 時 45 分

発信者 原告立山徹

受信者 東京地方裁判所民事 31 部 裁判所書記官 圓野正紀

内 容 平成 31 年 2 月 22 日付の裁判所からの事務連絡に対する回答は遅くとも 4 月 19 日までには提出する。民事 17 部の照会に対して 23 部、31 部の分も合わせて回答したつもりであったが、各部ごとの照会に対しては、各部ごとに回答すべきであることは了解したが、私の一存では決められないので、今回の他の原告と相談の上、回答を来週中には提出する予定である。

以 上

補 正 命 令

原 告 渡 邊 朋 子 外 7 名

被 告 日 本 放 送 協 会 外 1 名

5

上記当事者間の平成31年(ワ)第1580号事件について、原告らに対し、この命令送達の日から14日以内に、下記の事項を補正することを命ずる。

記

- 1 原告ら提出に係る選定書は、選定者本人による選定の意思が明らかでないので、  
選定者全員分の選定書（各人の実印による押印があるもの）を、全員分の印鑑証明  
書とともに提出すること。
- 2 請求の趣旨第1項について、「被告らは各原告に対し、連帶して各金40万円」  
という記載は、原告ら8人にそれぞれ40万円を、被告ら2名が連帶して支払  
うことを求める趣旨か（原告らが被告ら2名に請求する金額の合計は320万円と  
いうことになる。）、選定者625人を含む633人に、被告ら2名が連帶してそ  
れぞれ40万円ずつ支払うことを求める趣旨か（原告ら及び選定者が被告ら2名に  
請求する金額の合計は2億5320万円となる。）、明らかにすること。また、こ  
れと異なる考え方（被告ごとにそれぞれ40万円請求する趣旨であるなど）であれ  
ば、その旨を説明すること。
- 3 請求の趣旨第2項について、①求める謝罪の文章、②掲載するインターネットペ  
ージその他の場所、③謝罪文章の大きさ（ページに占める割合や行数など）、④掲  
載日数、⑤掲載料を具体的に特定すること。
- 4 訴状請求の原因第2(1)の「原告ら」とは、原告ら8人を指すのか、選定者を含む  
合計633人を指すのか、明らかにすること。また、以降の「原告ら」も同様であ  
るか、明らかにすること。
- 5 被告日本放送協会に対する請求について、同被告が行った不法行為の内容を具体

的に特定して明らかにすること。また、それが、原告ら（及び選定者）のどのような権利を侵害したのか、原告ら及び選定者がどのような損害を被ったのか、明らかにすること。

平成31年4月23日

5 東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官 金澤秀樹



平成31年(ワ)第1580号

## 交付送達報告書

下記のとおり、当庁において書類を交付した。

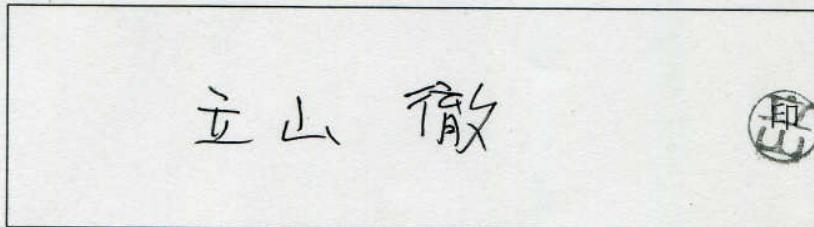
記

受送達者 選定者当事者（他の選定当事者7人の送達受取人） 立山徹

送達書類 選定当事者8人らに対する補正命令謄本 8通

送達年月日時 平成31年4月23日 午前・午後 3時26分

受送達者署名押印



前同日

東京地方裁判所民事第31部合議A係

裁判所書記官 圓野 正



## 補 正 命 令

原 告 渡 邊 朋 子 外7名  
被 告 日 本 放 送 協 会 外1名

5

上記当事者間の平成31年（ワ）第1580号事件について、原告らに対し、この命令送達の日から14日以内に、下記の事項を補正することを命ずる。

### 記

1 請求の趣旨第1項について、「被告らは各原告に対し、連帶して各金40万円」  
10 を支払えという記載が、選定者618名（選定者目録5 同6 \_\_\_\_\_  
同156 \_\_\_\_\_ 同399 \_\_\_\_\_ 同416 \_\_\_\_\_ 同576 \_\_\_\_\_ び  
同577 \_\_\_\_\_ については、同人らから、選定の取消書や訴えの取下書が提出さ  
れていますから、同人らの分を除いた数。）を含む626名に、被告ら2名が連帶し  
てそれぞれ40万円ずつ支払うことを求める趣旨である場合（原告ら及び選定者が  
15 被告ら2名に請求する金額の合計は2億5040万円となり、請求の趣旨第2項と  
合わせて訴訟物の価額は計3億1300万円となる。）、訴え提起に必要な手数料  
として収入印紙により95万9000円を納付すること。

この場合、原告ら提出に係る選定書は、選定者本人による選定の意思が明らかで  
ないので、選定者全員分の選定書（各人の実印による押印があるもの）を、全員分  
20 の印鑑証明書とともに提出すること。

2 請求の趣旨第1項について、「被告らは各原告に対し、連帶して各金40万円」  
を支払えという記載が、原告ら8名のみにそれぞれ40万円を、被告ら2名が連帶  
して支払うことを求める趣旨である場合（原告らが被告ら2名に請求する金額の合  
計は320万円となり、請求の趣旨第2項と合わせて訴訟物の価額は計400万円  
25 となる。）、訴え提起に必要な手数料として収入印紙により2万5000円を納付  
すること。

令和元年5月15日

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官 金澤秀樹



平成31年(ワ)第1580号

## 交付送達報告書

下記のとおり、当庁において書類を交付した。

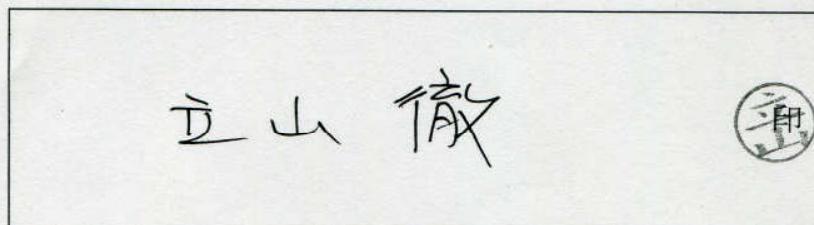
記

受送達者 選定者当事者（他の選定当事者7人の送達受取人） 立山徹

送達書類 選定当事者8人らに対する補正命令（令和元年5月15日付）謄本8通

送達年月日時 令和元年5月15日 午前・午後4時29分

受送達者署名押印



前同日

東京地方裁判所民事第31部合議A係

裁判所書記官 圓野 正

